

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《公益財団法人神戸市公園緑化協会》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①備品管理を適正に行うべきもの 指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。 また、管理運営業務仕様書によれば、「神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理する」とし、物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない。」と定めている。 神戸総合運動公園、森林植物園では、神戸市に帰属する備品について、管理簿に記載されているが備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、神戸市物品会計規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。 また、本市所管局は、神戸市物品会計規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。	神戸総合運動公園及び森林植物園においては、神戸市に帰属する備品について、令和２年度に神戸市から備品番号票を受領し、同３年度中に貼付作業を完了している。 なお、神戸市帰属となる備品類については、当該年度終了後、神戸市に報告し、神戸市から備品番号票を受領の上、貼付することとしている。 本市所管局としても、指定管理者に対し、神戸市物品会計規則等に基づいた適切な物品管理を指導していく。	措置済